

燕市建設工事検査要綱

(目的)

第1条 燕市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査について、法令、燕市財務規則（平成18年燕市規則第47号。以下「財務規則」という。）、財務規則別記燕市建設工事請負基準約款その他に定めがあるもののほか必要な事項を定め、工事の請負契約の適正な履行の確保と検査業務の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者とは、市長若しくは財務規則第3条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2) 工事主管課とは、工事を担当する課等をいう。
- (3) 工事主管課長とは、工事を担当する課等の長をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号によるものとする。

- (1) 完成検査は、工事の完成を確認するための検査を行うものとする。
- (2) 指定部分検査は、工事の完成前に部分引渡しの約定による当該指定部分の履行を確認するための検査を行うものとする。
- (3) 出来形検査は、既済部分について部分払をしようとするとき若しくは工事の中止、打切り又は契約解除による既済部分の引受けをするときに行うための検査とし、臨時検査に合格した部分を含む場合はその全部について行うものとする。
- (4) 臨時検査は、出来形検査及び完成検査以外に、工事の施工中にその適否を判定し、その適正な施工を確保するために行う検査とし、出来形検査に合格した部分も含めて行うものとする。
- (5) 部分使用検査は、工事途中において工事目的物の全部又は一部を使用する必要が生じた場合に、その使用目的物を確認するための検査とし、請負者と部分使用に係る部分の承諾について認識の相違がないよう確認を行うものとする。

(検査員)

第4条 検査員は、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 財政課にあつては、財政課長及び財政課長が指定した所属の職員。(以下「財政課検査員」という。)

(2) 工事主管課にあつては、工事主管課長及び工事主管課長が指定した所属の職員。(以下「工事主管課検査員」という。)

(検査の区分)

第5条 財政課検査員が実施する検査は、請負金額が130万円を超える工事の検査とする。

2 工事主管課検査員が実施する検査は、請負金額が130万円を超えない工事の検査とする。

(検査の心得)

第6条 検査員は、検査にあたりその責務を自覚し、公正にこれを行わなければならない。

(検査の依頼)

第7条 工事主管課長は、第5条第1項の工事にあつては、次の各号の定めにより工事検査依頼書(様式第1号)を財政課長に提出しなければならない。

(1) 工事完成届を受理したときは、速やかに完成を確認の上、燕市建設工事成績評定実施要領に基づき所定の事項を記入し、工事完成届等関係書類を添えて受理した日から7日以内に提出するものとする。

(2) 工事指定部分完成届を受理したときは、速やかに完成を確認の上、工事指定部分完成届等関係書類を添えて受理した日から7日以内に提出するものとする。

(3) 工事出来形部分確認請求書及び工事一部履行届を受理したときは、速やかに出来高を査定の上、関係書類(工事出来形調書、工事出来高査定書、工事出来形部分確認請求書、工事一部履行届等)を添えて受理した日から7日以内に提出するものとする。

(4) 臨時検査対象工事については、必要書類を添えて提出するものとする。

(5) 部分使用を行う工事については、工事目的物部分使用承諾依頼書及び承諾書を添えて提出するものとする。

(検査の時期)

第8条 出来形検査は、工事一部履行届を受理した日から14日以内に行うものとする。

2 臨時検査は、工事主管課長が必要と認める時期に行うものとする。

- 3 完成検査は、工事完成届又は工事指定部分完成届を受理した日から14日以内に行うものとする。

(検査日の通知)

第9条 財政課長は、第7条の規定により検査の依頼を受けたときは、速やかに当該工事の検査を行う検査員を指定し、検査の実施日時を工事検査実施通知書(様式第2号)により工事主管課長に通知しなければならない。

- 2 契約担当者は、工事検査実施通知書(様式第3号)により請負者に検査の実施日時を通知するものとする。

(検査の立会)

第10条 検査は、監督員のほかに、工事主管課長若しくは工事主管課長が指定した所属の職員が立会とともに、現場代理人又は主任(監理)技術者の立会のもとに行うものとする。

(検査の実施)

第11条 検査員は、現地において工事の出来形を対象とし、設計図書等と対比してその位置、形状、寸法等の相違ならびに品質及び性能その他必要な事項について確認するものとする。

- 2 検査に際して、地下又は水中等にあって外部から検査を行い難い部分については、当該工事の請負者の説明、工事記録、写真等により確認するものとする。

- 3 臨時検査にあっては、別紙第1に定める工種のうち、完成検査時に、出来形、品質の確認が著しく困難になると予想される場合に行うものとする。

(破壊検査)

第12条 検査員は、前条第2項の検査にあたり必要があると認めるときは、工事の施工部分の破壊、分解及び試験をして検査を行うことができるものとする。

(検査の技術基準)

第13条 検査員が検査を実施するにあたって必要な技術基準は、別に定めるところによる。

(検査の委託)

第14条 財政課長又は工事主管課長は、財務規則第155条第4項の規定に基づき、職員以外の者に検査を委託する場合は、契約担当者の承認を得て、これを行うものとする。

- 2 財政課長又は工事主管課長は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を

受けた者にその検査の結果について、検査内容を明確にした書類を提出させるものとする。

- 3 前項の規定による検査の執行にあたり、財政課長又は工事主管課長が必要と認めるときは、第4条に定める検査員を立会わせることができる。

(検査の中止)

第15条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

(1) 請負者等若しくは現場代理人又はその他の使用人が検査員の指示に従わないとき又は検査を妨害したとき。

(2) 天災その他の不可抗力により、当該検査を行うことができないとき。

- 2 検査員は、前項の規定により検査を中止したときは、工事検査中止報告書(様式第4号)により財政課長又は工事主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

(修補の指示)

第16条 検査員は、検査の結果、既済部分が契約内容に適合しない場合は、財政課長又は工事主管課長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告に基づき、修補又は改造(以下「修補」という。)の事項について期限を定め、財政課検査員による検査にあつては、財政課長が工事修補指示通知書(様式第5号)により指示事項を工事主管課長に通知し、これに基づき工事主管課長が請負者に工事修補指示書(様式第6号)を交付することとし、工事主管課検査員による検査にあつては、工事主管課長が工事修補指示書に指示事項を記載の上、請負者に交付することによって行うものとする。

(修補の命令)

第17条 検査員は、検査の結果、修補の度合いが極めて重大な場合にあつては、工事主管課長又は財政課長と協議し、契約担当者に報告しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の報告に基づき、修補の事項について期限を定め、財政課検査員による検査にあつては、財政課長に修補事項を命じ、工事主管課検査員による検査にあつては、工事主管課長に修補事項を命ずることとする。

- 3 財政課検査員による検査にあつては、契約担当者からの修補命令事項を財政課長が工事修補命令通知書(様式第7号)により工事主管課長に通知するものとする。

- 4 契約担当者は、工事修補命令書(様式第8号)により請負者に交付するものとする。

(修補の完了)

第18条 請負者は、工事修補指示書による修補を完了したときは、工事修補指示完了届(様式第9号)、又工事修補命令書による修補を完了したときは、工事修補命令完了届(様式第10号)を工事主管課長に提出しなければならない。

(再検査)

第19条 工事主管課長は、工事修補指示完了届又は及び工事修補命令完了届を受領したときは、その写しを財政課長に提出し、再検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査は、修補部分について行い、当初検査を担当した検査員をもってこれに充てるものとする。ただし、やむを得ない場合は他の検査員を充てることができる。

3 検査員は、前2項により検査を完了したときは、工事修補指示書による検査にあつては、工事修補指示確認書(様式第11号)、工事修補命令書による検査にあつては、工事修補命令確認書(様式第12号)により、財政課長又は工事主管課長に報告しなければならない。

4 財政課長又は工事主管課長は、前項の工事修補命令確認書により確認を行った場合は、契約担当者に報告するものとする。

5 工事主管課検査員による検査にあつては、第1項の規定にかかわらず、再検査を行わなければならない。

(軽微な修補)

第20条 検査員は、検査の結果、修補に要する部分の内容が軽微であると認めた場合は、請負者に口頭により指示することができるものとする。

2 検査員は、前項による修補の確認については、監督員の確認報告をもって再検査に代えることができるものとし、財政課長又は工事主管課長に口頭で報告できるものとする。

(検査の評定)

第21条 検査員は、完成検査が完了したときは、別に定める燕市建設工事成績評定実施要領に基づき工事成績採点表を作成し、財政課長へ提出しなければならない。

(検査結果の報告等)

第22条 検査員は、完成検査又は出来形検査を完了し、契約内容に適合したものであると認めるときは、次の各号に掲げる書類等を添付した工事検査調書(様式第13号)を作成し、財政課長又は工事主管課長に提出し、契約担当者に報告するものと

する。

(1) 工事成績評定表

(2) 修補を必要とした場合にあつては、その確認書

(3) その他必要とされるもの

2 検査員は、完成検査又は出来形検査を完了し、契約内容に適合しないと認めるときは、工事検査調書に不合格と記載して財政課長又は工事主管課長に提出し、契約担当者に報告するものとする。ただし、再検査により契約内容に適合したものであると認めた場合は、第1項の規定を準用するものとする。

3 契約担当者は、検査（修補完了後の再検査を含む。）の結果、契約内容に適合したものであると認めた場合には、工事検査合格通知書（様式第14号）により請負者に通知するものとする。

4 検査員は、臨時検査を完了した場合は、第1項の工事検査調書に替え、工事臨時検査結果通知書（様式第15号）を作成し、財政課長又は工事主管課長に提出し、請負者へ通知するものとする。

（検査台帳）

第23条 検査員は、工事検査台帳（様式第16号）を作成し、対象工事の検査の経過を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別紙第1

工事臨時検査対象工種

(1) 共通的工種

基礎工

場所打杭工、既製杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、
ニューマチックケーソン基礎工、鋼管井筒基礎工

地盤改良工

バートカルドレーン、締固め改良工、固結工

(2) 河川工種

水門樋門、堰、排水機

(3) 道路工種

橋梁下部工

橋台・橋脚の高さが5m以上又は、橋長15m以上の下部工

鋼橋上部工

(H形鋼橋梁を除く) 仮組立て又は数値組立て、支承工
コンクリート橋上部工

桁製作(工場製作、現場製作) J I S製品を除く、支承工
トンネル工(NATM)

支保工、覆工、インバート工

(4) 下水道工種

シールド工、終末処理場、ポンプ場の土木施設

(5) 建築工種

延床面積が2,000㎡以上の建物

(6) その他(1)～(4)に類する工種

(7) 工事主管課長が必要と認めた工種